

チェックシート（備蓄・避難所・応急仮設住宅）

備蓄チェックシート

- ◆ 備蓄の品目や数量について、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性等が参画して、検討するとよいでしょう。
- ◆ 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えることが必要です。乳幼児の粉ミルクは衛生環境が確保された状況下での使用が前提であり、粉ミルクや哺乳瓶だけではなく、水やお湯を沸かす道具も必要なことから、「粉ミルク、お湯、哺乳瓶、消毒剤」がセットで供給されることが重要です。生理用品、離乳食用品、紙おむつ用品等についても、同様に必要なものをセットで備蓄し、供給します。

女性、子どもに必要な備蓄品目の例

生理用品

- 生理用ナプキン（長時間用もあるとよい）
- サニタリーショーツ
- 清浄綿
- おりものシート
- 中身の見えないごみ袋

授乳用品

- 粉ミルク（調整粉乳）：哺乳瓶の衛生が確保される前提での提供
- アレルギー用ミルク
- 乳幼児用飲料水（軟水）
- 哺乳瓶
- 哺乳瓶用の消毒剤
- 湯沸かし器具（電気が使えない際も想定した乾電池式もしくは発電式のもの）

離乳食用品

- ベビーフード（アレルギー対応食を含む）
- スプーン

紙おむつ用品

- 小児用紙おむつ
- おしりふき
- ごみ袋
- 乳幼児用着替え
- ベビーバス（赤ちゃんのお尻を洗うために必要）

その他

- 抱っこ紐
- 授乳用ポンチョ
- 女性用下着（いろいろなサイズ）

平常時にしておくべきこと

- ・ 食料、生活必需品等については、個々人によってニーズも異なり、また、各人が最低3日分の量を備蓄することが望ましいことから、備蓄している品目（可能であればメーカー名や製品名）や量、備蓄場所を住民に示し、各人の備えを促すとよいでしょう。
- ・ 備品の品目、数量、備蓄場所及び保管期限を定期的に点検することも必要です。

避難所チェックシート

- ◆ 避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。
- ◆ 女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえた避難所運営を行うため、管理責任者や自治的な運営組織の役員には男女両方が参画します。

女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設

- 男性の目線が気にならない更衣室、授乳室、女性専用スペース等
- 外から見えない女性下着等の洗濯物干し場
- 間仕切り用パーティションの活用
- 乳幼児のいる家庭用エリア
- 単身女性用エリア
- 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）・入浴設備の設置
（トイレは、できるだけ男性用：女性用＝1：3の割合が望ましい）
- ユニバーサルデザインのトイレ
- 女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備

男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理

- 管理責任者への男女両方の配置
- 自治的な運営組織の役員への女性の参画の確保
（女性の割合は少なくとも3割以上）
- 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
（民間支援団体等の協力によるニーズ調査、意見箱、女性リーダーによる意見の集約等）
- 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- 避難者による食事作り・片付け、清掃等の役割分担
（男女を問わずできる人が分担し、性別や年齢によって役割を固定化しない）
- 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
（男女両方の相談員の配置が望ましい）
- きめ細かな支援に活用できる避難者名簿の作成及び情報管理の徹底
（氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示の可否、等）
- 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
- 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
- 防犯ブザーやホイッスルの配布
- 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知

平常時にしておくべきこと

- ・ 男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方について、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に記載しておくとともに、平常時において、指定避難所とその地域の住民等による避難所運営委員会を組織し、訓練等を通じ、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるようにしておくことが必要です。

応急仮設住宅チェックシート

- ◆ 応急仮設住宅の計画・設計において、性別や年齢にかかわらず誰にとっても住みやすい環境を整備し、住民同士のコミュニティ形成がされるよう促します。
- ◆ 女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえた応急仮設住宅運営を行うため、管理人や自治会の役員には男女両方が参画します。
- ◆ 入居者の個別のニーズや状態を把握し、問題の解決に努めます。

女性や子育て家庭に配慮した応急仮設住宅の設置

- 応急仮設住宅の計画・設計の意思決定過程への女性の参画
- 誰もが使いやすいバリアフリー仕様の設計
(通路、玄関、風呂等の段差解消、手すりの設置、砂利道の通路を舗装等)
- 応急仮設住宅敷地内の屋外照明の設置、死角の解消
- 入居者同士の交流等が図れるように、集会所、集会スペース等の設置とともに、その運営を支援

男女共同参画の視点に配慮した応急仮設住宅の運営

- 管理人への男女両方の配置
- 応急仮設住宅団地における自治会等の育成及び役員へ女性の参画の確保
(女性の割合は少なくとも3割以上)
- きめ細かな支援に活用できる入居者名簿の作成及び情報管理の徹底
(氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示の可否、等)
- 生活支援員等による入居者の状態把握及び専門的支援の提供
(訪問は男女ペアのスタッフを基本とする(同性によるニーズの聞きとり、スタッフ側・入居者側双方の安全確保のため)。民間支援団体等との連携を図る)
- 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知
- 自治会や民間支援団体等との連携による生活支援・自立支援の実施

資料編

＜資料編目次＞

○第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日 閣議決定)(抄).....	77
○防災基本計画(平成24年9月6日 中央防災会議決定)(抄).....	78
○災害対策基本法(昭和36年法律223号)(抄).....	80
○災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について(平成24年6月27日 府政防第725号・消防災第235号 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長通知)(抄).....	81
○東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)(抄).....	82
○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)(抄).....	83
○女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について(避難所等での生活に関する対応の依頼)(平成23年3月16日 内閣府男女共同参画局 事務連絡).....	85
○女性被災者に対する相談窓口の設置並びに懸念される女性に対する暴力への対応について(平成23年3月24日 内閣府男女共同参画局 事務連絡).....	87
○男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について(平成23年6月23日 内閣府男女共同参画局 事務連絡).....	88
○東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について(平成23年5月20日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 事務連絡).....	90
○復興の過程における多様な視点の反映について(平成23年12月15日 東日本大震災復興対策本部事務局・内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室・内閣府男女共同参画局 事務連絡).....	95
○防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について(平成24年5月8日 府政防第535号・消防災第181号 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)通知).....	96
○復興の過程における男女共同参画の推進について(平成24年6月19日 復本第688号 復興大臣通知).....	97
○復興の過程における男女共同参画の推進について(平成24年6月19日 復興庁統括官付参事官(男女共同参画担当) 事務連絡).....	98
○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」(和文仮訳)(平成24年3月採択).....	99

注：以下の法律・計画等の本文に付された下線は、男女共同参画との関連が深い部分について示すためであり、原文では下線は付されていないことに留意されたい。

○第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日 閣議決定）（抄）

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

4 防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 防災分野における女性の参画の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る。 ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 	<p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>イ 防災の現場における男女共同参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。 ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。 ・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。 ・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。 ・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。 	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>警察庁、総務省、防衛省</p>
<p>ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災協力イニシアティブ」（平成17年1月18日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。 	<p>外務省、関係府省</p>

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

(略)

- ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及、訓練

(4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第5節 避難収容及び情報提供活動

2 避難場所

(2) 避難場所の運営管理

○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

3 応急仮設住宅等

(3) 応急仮設住宅の運営管理

○地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第6節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

○被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

第3節 計画的復興の進め方

2 防災まちづくり

○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

※ 上記の他、女性層の消防団員への参加の促進、自主防災組織への女性の参画促進についても記述。また、妊産婦等の災害時要援護者等についても記述がある。

※ 「地震災害対策編」以外の「編」においても、地震災害対策編の記述と同じ記述がある。

○災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）（抄）

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

○災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について（平成 24 年 6 月 27 日 府政防第 725 号、消防災第 235 号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長通知）（抄）

【通知発出先】各都道府県防災主管部長

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

(3) 都道府県防災会議の委員構成（法第 15 条第 5 項関係）

- ① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどの NPO や、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。
- ② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成 24 年 5 月 8 日付府政防第 535 号・消防災第 181 号）としているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

○東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日法律第76号）（抄）

（基本理念）

第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。
- 二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。
- 三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。
- 四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。
- 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。
 - イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策
 - ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策
 - ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策
- 六 （略）

○東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部決定）（抄）

1 基本的考え方

- (ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

5 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり

①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

- (ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。(略)

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

- (ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。(略)
- (iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(2) 地域における暮らしの再生

①地域の支え合い

- (i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。(略)
- (iv) (略) 被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。(略)

②雇用対策

- (ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代

継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

- (iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3) 地域経済活動の再生

③農業

- (iii) (略)戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。

- (ハ) 農業経営の多角化戦略

農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

7 復興支援の体制等

(1) 復興対策本部・現地対策本部の役割

- (iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。

○女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）（平成23年3月16日 ※3月24日一部修正 内閣府男女共同参画局 事務連絡）

【通知発出先】

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急対策本部
各省庁男女共同参画推進本部主管課

平成23年東北地方太平洋沖地震に関し、女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため、当面、以下のような措置を適切に講じるよう、関係機関（現地支援対策室を含む。）において配慮いただきたい。また、これらに加え、現地の女性や子育てのニーズを把握しながら、対応していただくよう、願います。

【1】 避難所で提供する物資に含めるもの

既に要請を行っているが、改めて早急な対応をお願いします。

- (1) 生理用品
- (2) おむつ（おしり拭きもあるとよい。）
- (3) 粉ミルク（個包装タイプが衛生的で便利。ブロックタイプもある。）
（粉ミルクを溶かすためのきれいな湯・水にも配慮が必要。）
- (4) 哺乳ビン（哺乳ビン用の乳首も必要。消毒器具もあるとよい。）
- (5) 離乳食（食べさせるための小型スプーンも必要）

※ この他、女性など現場の要望に耳を傾けながら、物資の選定をお願いしたい。

【2】 女性や子育てに配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

- (1) プライバシーを確保できる仕切りの工夫
- (2) 男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備
- (3) 安全な男女別トイレ
- (4) 乳幼児への対応

※乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレス。

- ・乳幼児が安全に遊べる空間の確保。
- ・乳幼児のいる家庭用エリアの設定

（夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。）

【3】女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

(1) 現地支援体制による女性のニーズの把握

(国や県による女性職員の現地派遣と女性等のニーズの汲み取り)

※ 要すれば、内閣府男女共同参画局からの要員派遣も可能。

(2) 各避難所の運営体制への女性の参画 (女性の視点や声・悩みを反映)

(3) 避難所に意見箱を設置

(4) 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携

(5) 女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知

(子育てに関する悩み、女性に対する暴力に関する悩み等)

【4】女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、そうしたことを特に意識した上で、予防と被害者支援の取組を進めていただきたい。

(1) 警察など関係機関における警備強化

(2) 性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知

(3) 安全な環境の整備

・男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸し出し

(4) 女性への注意喚起

・人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合う

【5】妊婦等への配慮

○ 妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。

○ 高齢者、障害者、外国人等についても、それぞれに困難に直面することがあり、知見を有する機関からの適切な助言を踏まえ、対応をお願いしたい。